

平成29年度 認定こども園 上西春別保育園・中春別へき地保育園 入園児童追加募集のお知らせ

平成29年度から、中春別へき地保育園は認定こども園に移行する予定です。

平成29年度の入園児童を下記要領により募集しますので、入園希望の方は期限厳守の上、申込手続きを行ってください。入園申し込み時に「保育の必要性」の認定を申請し、町から「認定証」の交付を受ける『支給認定』が必要となります。

1 募集施設

上西春別保育園 定員60人 中春別へき地保育園 定員60人

※入園の決定は支給認定後に行います。

なお、定員内であっても年齢等により他の施設への利用調整を行う場合がありますのでご承知願います。

2 入園対象児童

【上西春別保育園】

平成29年4月2日現在で生後6ヵ月以上から就学前の児童

※保育認定希望の場合、平成29年4月1日時点で「保育を必要とする事由」を満たしている場合に限る。

(例：4月1日時点で働いている等)

【中春別へき地保育園】

平成29年4月2日現在で満3歳以上(平成26年4月2日以前に生まれた者)の児童

ただし、4月から11月までに3歳になる児童は、誕生月の翌月から入園できます。

※保育認定希望の場合、平成29年4月1日時点(または入園基準日)で「保育を必要とする事由」を満たしている場合に限る。(例：4月1日(または入園基準日)時点で働いている等)

※なお、次による場合は入園決定を行えない場合があります。【2園共通】

○満3歳児以上で、しっかり自己排泄及び着脱ができないとき。※ただし、状況によりご相談ください。

3 募集期間

平成29年3月2日(木)～平成29年3月15日(水)

※以降は定員に達するまで随時受け付けます。

4 提出書類

○施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼幼稚園・保育園・認定こども園・地域型保育入園申込書

○保育を必要とする事由を証明する書類(保育認定希望者のみ)

○その他、必要に応じ町長が定める証明書(該当者のみ)

5 申込書交付及び提出場所

福祉課こども・子育て担当、上西春別保育園、中春別へき地保育園

6 保育を必要とする事由

両親が次のいずれかの事由に該当する場合。(同居の親族等がいる場合、状況により優先度を判断します。)

- ① 月48時間以上就労している(家庭外労働・家庭内労働)
- ② 産前・産後(出産予定日の8週間前から、出産日から8週目の月末まで)
- ③ 疾病、負傷、精神障害又は身体障害
- ④ 同居親族の介護、看護
- ⑤ 災害復旧(震災・風水害・火災その他の災害により家屋がその損害を受け、その普及にあたる場合(復旧期間のみ))
- ⑥ 求職中(入園後90日以内に就労することが必要)
- ⑦ 就学・職業訓練
- ⑧ 児童虐待・DV(虐待・DVのおそれがある場合)
- ⑨ 育休期間中の特例利用(※在園中の子は、育児休業の対象の子が1歳になる日の属する年度末まで、①から⑧の事由がなくても保育の必要性の認定を受けることができます。)

⑩ 町長が上記と同様の状態と認める場合

7 運営内容

(1) 保育時間 月曜日～土曜日 7時30分～18時30分

(うち保育標準時間11時間以内、保育短時間8時間以内の利用)

(2) 休園日 日曜日・祝祭日・年末年始(12月31日～1月5日)※自然災害により休園する場合あり

(3) 給食 あり

(4) 受入年齢 【上西春別】0歳児(6ヵ月以上)から5歳児 【中春別】満3歳児から5歳児

8 保育料(保育認定分のみ掲載しています。)

保護者等の所得状況による課税額を基準に決定します。平成29年度は下表のとおりです。

※中春別へき地保育園利用者については、下記徴収基準額に激変緩和措置を設ける予定です。

(4月分から8月分までは平成28年度分課税額、9月分から3月分までは平成29年度分課税額により決定します。)

各月初日の児童の所属する世帯の階層区分		徴収基準額(月額)			
階層	定 義	3歳未満児		3歳以上児	
		標準	短時間	標準	短時間
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円	0円	0円	0円
第2	町民税非課税世帯	4,500円	4,500円	3,000円	3,000円
第2減	第2階層でひとり親等の世帯	0円	0円	0円	0円
第3	町民税所得割課税額 48,600円未満	9,700円	9,600円	8,200円	8,100円
第3減	第3階層でひとり親等の世帯	4,600円	4,500円	3,900円	3,800円
第4	町民税所得割課税額 97,000円未満	15,000円	14,800円	13,500円	13,300円
第4減	町民税所得割課税額 77,101円未満でひとり親等の世帯	7,500円	7,400円	6,700円	6,600円
第5	町民税所得割課税額 169,000円未満	22,200円	21,900円	20,700円	20,400円
第6	町民税所得割課税額 301,000円未満	30,500円	30,000円	29,000円	28,500円
第7	町民税所得割課税額 397,000円未満	40,000円	39,400円	38,500円	37,900円
第8	町民税所得割課税額 397,000円以上	52,000円	51,200円	50,500円	49,700円

<多子世帯軽減(保育料徴収額の減額)>

町独自で多子世帯への軽減を拡大し、全ての階層区分できょうだいの年齢に関わらず、上から順に第2子半額、第3子無料となります。

9 留意事項

- (1) 定員(年齢ごとの定員を含む)を超えた申込みがあったときは、規程により入園者を決定します。
- (2) 年度途中の募集については、[広報及び別海町役場ホームページ内の各保育園のページ](#)でお知らせします。
- (3) 世帯や就労形態に変更があった場合は、速やかに申し出をしてください。

10 問合せ先

福祉課こども・子育て担当(Tel 0153-75-2111 内線1331・1313・1314)

上西春別保育園(Tel 0153-77-2040)

中春別へき地保育園(Tel 0153-76-2030)